平成２２年（フ）第５７号
札幌市東区北20条東17丁目３番３―201号
債務者　長崎キヌ子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
札幌市清田区平岡７条１丁目７番１号
債務者　井上　哲男
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６号
札幌市南区真駒内緑町１丁目２番３―215号
債務者　深澤　昭則
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２号
札幌市中央区北４条西18丁目７番地４　メゾン・ド・北円山さくら301号
債務者　小関　一照
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９号
札幌市清田区真栄４条１丁目７番14号
債務者　佐竹　栄次
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２号
札幌市手稲区前田８条17丁目５番７号
債務者　工藤　久枝
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６号
札幌市中央区南２条西19丁目291番地56　リラハイツ南２条302号
債務者　諸藤　和子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００号
札幌市豊平区西岡１条３丁目10番９号　第２コーポめぐみ―201号
債務者　三宅　義博
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２号
北海道稚内市富岡６丁目２番11号
債務者　濱下真矢子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区字日高西22番地１
債務者　高野由美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字下台137番地２
債務者　及川　元子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第７号
岩手県奥州市前沢区古城字志人沢12番地12
債務者　渡辺　秀也
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第８号
岩手県奥州市前沢区古城字志人沢12番地12
債務者　渡辺　砂織
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山204番地４
債務者　佐藤　幸江
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第４８７号
群馬県高崎市下佐野町1132番地２
債務者　茂木　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４８号
群馬県甘楽郡下仁田町大字大桑原224番地
債務者　石橋　政昭
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５１号
群馬県高崎市寺尾町170番地６
債務者　富田　桜織
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５７７号
埼玉県児玉郡神川町大字肥土592番地８
債務者　伊藤　幸夫
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部